

特例浄化槽工事業者届出制度

(1) 特例浄化槽工事業者の意義

特例浄化槽工事業者とは、建設業法に基づき土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けている者で、浄化槽工事業を営む者をいう。

特例浄化槽工事業者については、登録及び指示に関する規定を除き、浄化槽工事業者とみなして浄化槽法（以下、「法」という。）の規定が適用される（法第33条第2項）。

土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けている建設業者が浄化槽工事業を開始したときは、特例浄化槽工事業者届出書を、浄化槽工事業を営もうとする区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない（法第33条第3項、浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（以下、「登録規則」という。）第11条）。

(2) 特例浄化槽工事業者の行う届出

①届出書〔様式第11号〕の提出

○県内に主たる事務所を有する特例浄化槽工事業者

〔提出先〕事務所所在地を管轄する地方局建設部・土木事務所

〔部 数〕正本1部、写し1部（業者への返却分）

○県外に主たる事務所を有する浄化槽工事業者

〔提出先〕中予地方局建設部管理課

〔部 数〕正本1部、写し1部（業者への返却分）

②届出書に添付する書類（登録規則第11条2項）

○建設業法により許可を受けたことを証明する書面

（建設業の許可通知書の写し又は許可証明書）

○営業所ごとに置かれている浄化槽設備士が浄化槽設備士免状の交付を受けた者であることの証する書面

（浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し）

○浄化槽設備士の調書〔様式第4号〕

○浄化槽設備士の住民票の抄本〔個人番号(マイナンバー)の記載のないもの〕、又はこれに代わる書面

③変更の届出

次の表の変更事項欄に係る変更事項が生じた場合は、その区分に従い、必要な書類を添付のうえ、特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書を、遅

滞なく都道府県知事に提出しなければならない（法第33条第3項、登録規則第12条）。

なお、書類の提出先と部数は、①手続と同じである。

法人	個人	変更事項	添付書類
	○	氏名又は名称及び住所	なし
○		名称及び住所	なし
○		代表者の氏名	なし
○	○	建設業法に基づき許可を受けた (1) 業種 (2) 許可番号 (3) 許可年月日	建設業法に基づき許可を受けたことを証する書面 (許可通知書の写し又は許可証明書等)
○	○	浄化槽工事業を営む営業所の名称及び所在地	なし
○	○	営業所ごとに置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号	当該浄化槽設備士の (1) 浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し (2) 調書（様式第4号） (3) 住民票の抄本又はこれに代わる書面

※住民票の抄本は、個人番号(マイナンバー)の記載のないものとする。

④廃業等の届出

特例浄化槽工事業者が浄化槽工事業を廃止したときは、その旨を遅滞なく、届出をしている都道府県知事に書面で届け出なければならない。

(4) 特例浄化槽工事業者の建設業許可得喪に係る手続

土木、建築、管工事業のいずれかに係る建設業許可について

①更新、業種追加、般特新規、許可換え新規により許可を取得した場合

許可通知書の交付を受けた際に、上記変更についての特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書を提出すること。

②許可を廃業した場合

許可の廃業通知書の交付を受けた際に、浄化槽工事業継続の意思があれば、特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書（許可の廃業）を提出の上、浄化槽工事業登録を申請すること。

また、その意思がない場合、及び営業譲渡（いわゆる「法人成り」を含む。）若しくは新設合併を含めた法人の解散により建設業を廃業した場合は、特例の廃業届を提出すること。

ただし、許可業種のうちの一部を廃業した場合であり、かつ法第33条第1項に規定する建設業種の許可をなお継続して受けているものについては、特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書（届け出た許可の一部廃業）を提出すれば足りる。

③許可が失効した場合

浄化槽工事業を継続して行う意思があれば、特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書（許可の失効）を提出の上、浄化槽工事業登録を申請すること。

その意思がないのであれば、特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書を提出すること。

ただし、許可を受けた業種の一部についての失効であり、かつ法第33条第1項に規定する建設業種の許可をなお継続して受けているものについては、特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書（届け出た許可の一部失効）を提出すれば足りる。

令和3年1月から

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（国土交通省令第98号）の施行（令和3年1月1日）に伴い、浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和60年建設省令第6号）の一部が改正され、浄化槽工事業に係る登録等に関する手続に際して提出が必要な届出書類等への押印が不要となりました。

当該改正を踏まえ、愛媛県知事への提出書類の接続部への契印も廃止します。